

農地法第3条 申請書類一覧表及びチェックリスト(個人申請用)

□所有権移転(売買・贈与・交換) □賃借権(設定・移転) □使用貸借権(設定・再設定・移転)

※農地法3条許可による、所有権移転登記については、関係者自身や司法書士等が行うこととなります。市や農業委員会では行いません。

記入した申請書類一式の写しを、説明用として必ず担当地区の農業委員に渡して下さい。

✓	書類の種類 (各1部提出)	説明 (提出要件)
1	許可申請書	農業用機械の詳細については、別紙に記載願います。 賃借する機械については、契約書の写し、実態証明書等の添付。
2	登記事項証明書【法務局】	発行日より3ヶ月以内であること。(原則、登記内容に抵当権がないこと) ※同一世帯等による権利の設定・再設定及び移転の場合は添付不要です。
3	確約書又は同意書 (原則、抹消登記後の申請となります。)	申請地に設定されている抵当権又は仮登記権等の抹消登記に困難な理由がある場合
4	公図の写【法務局】又は 位置図 等	発行日より3ヶ月以内であること(場所が確認できるよう着色して下さい。) ※同一世帯等による権利の設定・再設定及び移転の場合は添付不要です。
5	営農計画書	※同一世帯等による権利の設定・再設定及び移転の場合は添付不要です。
6	確認書	※同一世帯等による権利の設定・再設定及び移転の場合は添付不要です。
7	農業経営実施計画書	新規就農の場合
8	担当農業委員の 説明内容確認書	譲受人の住所地(市外の方の場合には、農地所在地)の地区担当農業委員へ、申請書類一式の写しと一緒に渡して下さい。
9	担当農業委員の 現地調査書	
10	委任状	代理人による申請書提出の場合
11	農業経営の実態証明【譲受人の住所地の農業委員会】	譲受人の住所が香取市以外の者
12	住民票又は戸籍の附票【各市町村の住民課】	譲渡人の登記事項証明書の住所地と現在の住所地在異なる場合 譲受人が香取市以外の場合(農家台帳に登録のない方)
13	小作農等の同意書	小作地について、小作農等以外の者が所有権を取得する場合
14	判決書の写 調停調書の写	単独申請で確定判決による場合 民事調停法による調停が成立した場合
15	相続関係図 戸籍・除籍謄本 相続放棄申述受理謄本 遺産分割協議書	土地登記名義人が死亡している場合には、原則として相続登記後の申請となります。 やむを得ない理由がある場合には、左記の書類を添付して下さい。(所有権移転の場合は不可)
16	登記名義人が「亡〇〇〇〇相続財産」の場合、相続財産管理人が選任されていることの証明書の写し	当該相続財産管理人が裁判所より証明を受けて下さい。
17	その他	農業委員会が審査上その書類が必要である場合 具体的に合理的理由がある場合の理由書 等

留意事項

- ① 贈与税は税務署、不動産取得税は県税事務所にあらかじめ相談して下さい。
- ② 農業者年金受給に係る場合は、別途の手続きも必要となります。
- ③ 17番のその他については、審査上その書類が必要な場合に添付を求める場合があります。
例として、具体的に合理的理由がある場合の理由書・農業収支計算書の写し 等
- ④ 審査上、必要と判断した場合、事前審査会・総会への出席及び内容説明。